

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

平戸市長 黒田 成彦

市町村名 (市町村コード)	平戸市 (42207)	
地域名 (地域内農業集落名)	生月① (御崎)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月17日(第1回)	
	令和6年11月14日(第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、中山間地と基盤整備地があり、一部農業用水が不足する農地もみられ耕作条件に差がある。現時点では耕作者を概ね確保できているが、農業者の高齢化が進み、認定農業者等も少なく、将来における耕作者の確保は厳しい現状である。

また、米の価格は不安定であり、資材高騰とも相まって農業所得が低く、有害鳥獣による被害も多く、耕作意欲の低下に繋がっている。

このため、中山間地域等直接支払交付金事業の取り組み組織と連携し、地域全体で水稻と飼料作物に取り組むことによって地域農業が維持されているが、将来においての農地の集約化を検討する必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻や飼料作物などの農業が展開されている地域であり、これらの農業を維持継続していくため、地域内の農地の集積・集約化を進め、農作業のスマート化による経営の効率・安定及び所得向上を図っていく。

また、基盤整備地での耕作は地域として継続し、中山間地など耕作条件の悪いところは中山間地域等直接支払交付金事業の取り組み組織と連携し、農地の保全、維持を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	23.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、集落内の担う者のほか、入り作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進し、集積を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
当地域は、過去に地域集積に取り組み、現在、約11haを機構に貸し付けている。推進協議会と連携し、今後も農地中間管理機構を活用した農地利用を継続・推進し、農業者の経営状況に応じて段階的に集積を推進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
既にある基盤整備地を、水稻や飼料作物の耕作により維持し、農道や水路等の維持管理に取り組む。その他の中山間地については、工事完了後の耕作者・担い手の確保、費用の受益者負担が大きいことなどから、新規での事業取り組みは難しい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内での確保・育成は困難であることから、地域外から多様な経営体の受け入れを検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業については、目標地図に位置付ける者による効率的な実施を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】
①イノシシなどによる有害鳥獣被害が拡大しないよう、防護柵の設置など有害鳥獣対策を行う。
③ドローン等を活用した防除作業など農作業の省力化を行う。
⑩地域内の農業を担う者等変更が生じた場合、該当地域の農業委員、農地利用最適化推進委員、地域の代表者などで確認、協議を行い変更する。